

(関連分野)

文書等電子化、調査等行政事務、情報提供

(事業の名称)

地理空間情報の電子化によるコンテンツ充実

(関係省庁名)

国土交通省

事業の概要

(背景)

- ・ 各地方公共団体では、紙ベースの地理空間情報をデジタル化して、GIS上で他の情報を重ね合わせて利用したい、というニーズは高いが、予算的・作業量的制約があり、なかなか進展していない状況。
- ・ 地方公共団体の電子化された地理空間情報については、デジタルコンテンツのプロバイダー会社、地図調製会社、大学等の研究機関等の民間からのニーズも高い。

(事業内容)

- ・ 都道府県が主導するケースでは、各都道府県が、自ら及び都道府県下の市区町村から紙の地理空間情報を収集し、電子化を一括して民間企業等に依頼。
- ・ 市町村が主導するケースでは、各市町村が、庁内で所有する地理空間情報の電子化を一括して民間企業等に依頼。
- ・ 電子化については、簡易なソフトで作業可能。作業員には、基礎的なGIS関連技術が身に付く。
- ・ 各都道府県・市区町村が所有する行政情報の多数は地理空間情報であり、それらを一括して電子化するためには、民間企業等において作業員の大増員が不可欠。
- ・ 電子化した地理空間情報を基盤地図情報等の共通白地図に重ね合わせすることで、行政事務の効率化・高度化につながるほか、それを活用した民間での新サービス等の創出につながる。

(関係者の役割)

- ・ 市区町村：紙ベースの地理空間情報の提供など（市町村が主導するケースでは民間委託も担当）
- ・ 都道府県：紙ベースの地理空間情報の提供、市区町村からの地理空間情報の収集、都道府県基金を利用した民間委託（委託先の選定・監督）など
- ・ 国：事業の進め方等に関する相談・助言など

(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 各部署毎に、ばらばらに整備・利用・管理されていた紙ベースの地理空間情報を一括して電子化することにより、行政事務の効率化が図られる。
- ② 従来はGISで利用できなかった行政情報が民間にも提供されることにより、新

サービス等の創出につながる。

③ 作業者は電子化作業を通じて基礎的なGIS関連技術を習得できる

④ 地元の民間企業等に委託することで、継続的な地域での雇用が創出

(先行事例)

特になし。

(期間後の取扱い)

地理空間情報の特徴としては初期整備後も定期的な更新を要することが挙げられる。地理空間情報の種類により、数ヶ月～5年おきの更新が不可欠となるため、期間後も更新時期を迎えた地理空間情報について更新作業を民間企業等に委託する体制が継続される。

(関係省庁担当者連絡先)

国土交通省国土計画局参事官付 地理空間情報活用推進官 遠山 / 係長 実方

電話番号：03-5253-8353 / ファックス：03-5253-1569